

令和6年度 第2回定例理事会議事録

1. 招集年月日 令和6年8月29日（木）
2. 開催日時 令和6年9月20日（金）午後2時00分から
3. 開催場所 東北遊商事務局 会議室
4. 理事・監事の数及び出席理事・監事の数及び出席方法
 理事の数 11名 内出席理事 10名
 監事の数 2名 内出席監事 2名
5. 出席理事の氏名
 高橋一則 永山恵治 柳 漢成 柳 成浩 柏木信耶 川鍋 輝
 河村浩之 高橋 聡 杉本信夫 櫻井勝好
6. 出席監事の氏名
 門田祐也 大久保康二
7. 議長の氏名
 理事長 高橋 一 則
8. 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
 該当なし
9. 議事の経過の要領及び議案別の議決の結果

第1号議案 経常利益（6月から8月分まで）に関する件〈報告事項〉

1 検定書類、確認証紙の発給状況

6月末日現在

区 分	検 定 書 類			確 認 証 紙		
	検 定	認 定	計	検 定	認 定	計
当月受理件数	1,725	579	2,304	2,485	2,112	4,597
前年同月	2,568	1,016	3,584	3,852	1,995	5,847
増減率	-32.8%	-43.0%	-35.7%	-35.5%	5.9%	-21.4%
年度累積	5,955	3,466	9,421	8,254	11,556	19,810
前年同期累積	6,795	2,045	8,840	10,007	3,671	13,678
増減率	-12.4%	69.5%	6.6%	-17.5%	214.8%	44.8%

7月末日現在

区 分	検 定 書 類			確 認 証 紙		
	検 定	認 定	計	検 定	認 定	計
当月受理件数	2,129	1,481	3,610	2,741	7,638	10,379
前年同月	2,618	586	3,204	3,916	2,299	6,215
増減率	-18.7%	152.7%	12.7%	-30.0%	232.2%	67.0%
年度累積	8,084	4,947	13,031	10,995	19,194	30,189
前年同期累積	9,413	2,631	12,044	13,923	5,970	19,893
増減率	-14.1%	88.0%	8.2%	-21.0%	221.5%	51.8%

8月末日現在

区 分	検 定 書 類			確 認 証 紙		
	検 定	認 定	計	検 定	認 定	計
当月受理件数	1,602	1,447	3,049	2,205	3,585	5,790
前年同月	2,047	815	2,862	2,757	4,675	7,432
増 減 率	-21.7%	77.5%	6.5%	-20.0%	-23.3%	-22.1%
年度累積	9,686	6,394	16,080	13,200	22,779	35,979
前年同期累積	11,460	3,446	14,906	16,680	10,645	27,325
増 減 率	-15.5%	85.5%	7.9%	-20.9%	114.0%	31.7%

2 経営状況

○ 6月単月の営業損益

a営業損益				
売上総利益	9,043,250			
		販売費及び一般管理費	10,432,436	-1,389,186
前年同月	13,262,900		11,728,970	1,533,930
差 し 引 き	-4,219,650		-1,296,534	-2,923,116
増 減 率	-31.8%		-11.1%	-9.4%
b営業外損益等				
営業外収益	5,268,485	営業外費用	0	
貸倒引当金戻入	0	特別損失	0	
		法人税、住民税、事業税	0	5,268,485
当月純利益(a+b)	14,311,735	-	10,432,436	3,879,299
			前年同月	10,891,297
			差 し 引 き	-7,011,998
			増 減 率	-64.4%

○ 6月末現在の当期純利益(累計)

a営業損益				
売上総利益	43,272,390			
		販売費及び一般管理費	34,508,719	8,763,671
前年同月	36,933,500		38,078,601	-1,145,101
差 し 引 き	6,338,890		-3,569,882	9,908,772
増 減 率	17.2%		-9.4%	665.3%
b営業外損益等				
営業外収益	5,470,849	営業外費用	0	
	0	特別損失	0	
貸倒引当金戻入	0	法人税、住民税及び事業税	30	
	0		0	5,470,819
当期純利益(a+b)	48,743,239	-	34,508,749	14,234,490
			前年同月	8,224,866
			差 し 引 き	6,009,624
			増 減 率	73.1%

○ 7月単月の営業損益

a営業損益				
売上総利益	15,140,750			
		販売費及び一般管理費	13,849,753	1,290,997
前年同月	11,289,010		13,367,194	-2,078,184
差 し 引 き	3,851,740		482,559	3,369,181
増 減 率	34.1%		3.6%	-37.9%

b営業外損益等			
営業外収益	9,800	営業外費用	0
貸倒引当金戻入	0	特別損失	0
		法人税、住民税、事業税	0
			9,800
当月純利益(a+b)	15,150,550	-	13,849,753
			1,300,797
			前年同月
			-2,064,614
			差し引き
			3,365,411
			増減率
			-163.0%

○ 7月末現在の当期純利益(累計)

a営業損益			
売上総利益	58,413,140		
		販売費及び一般管理費	48,358,472
			10,054,668
前年同月	48,222,510		51,445,795
差し引き	10,190,630		-3,223,285
増減率	21.1%		-6.0%
			13,277,953
			211.9%
b営業外損益等			
営業外収益	5,480,649	営業外費用	0
	0	特別損失	0
貸倒引当金戻入	0	法人税、住民税及び事業税	60
	0		0
			5,480,589
当期純利益(a+b)	63,893,789	-	48,358,532
			15,535,257
			前年同月
			6,160,252
			差し引き
			9,375,005
			増減率
			152.2%

○ 8月単月の営業損益

a営業損益			
売上総利益	11,590,450		
		販売費及び一般管理費	9,607,224
			1,983,226
前年同月	10,541,140		10,823,171
差し引き	1,049,310		-282,031
増減率	10.0%		-11.2%
			2,265,257
			603.2%
b営業外損益等			
営業外収益	14,200	営業外費用	0
貸倒引当金戻入	0	特別損失	0
		法人税、住民税、事業税	0
			14,200
当月純利益(a+b)	11,604,650	-	9,607,224
			1,997,426
			前年同月
			-48,170
			差し引き
			2,045,596
			増減率
			-4246.6%

○ 8月末現在の当期純利益(累計)

a営業損益			
売上総利益	70,003,590		
		販売費及び一般管理費	57,965,696
			12,037,894
前年同月	58,763,650		62,268,966
差し引き	11,239,940		-3,505,316
増減率	19.1%		-6.9%
			15,543,210
			243.4%

b営業外損益等				
営業外収益	5,494,849			0
	0	営業外費用		0
貸倒引当金戻入	0	特別損失		0
	0	法人税、住民税及び事業税		90
	0			0
				5,494,759
当期純利益(a+b)				
	75,498,439	-	57,965,786	17,532,653
			前年同月	6,112,082
			差し引き	11,420,571
			増減率	186.9%

第2号議案 令和6年度10月以降の書類発行手数料値引き率に関する件<審議事項>

事務局からの8月末までの検定書類等の発給状況、経営状況及び9月以降の経営状況の見込みなどの説明があった後、出席理事から、現在、利用分量配当の前倒しという意味で書類発行手数料を10%値引き(税別4,000円×0.9=3,600円)していること、全商協では、当該書類発行手数料の値引きは認めていないこと、本来の利用分量配当は、書類発行手数料等の定価で収入を得て、各種必要経費を差し引いた余剰金を当てるものであることなどの説明があり、今後の値引きの在り方等について審議した結果、当面10%値引きを継続し、12月初旬に改めて組合の経営状況を見て判断することとなった。

第3号議案 各種会議等開催結果に関する件<報告事項>

1 7月23日開催、全商協・2024年度第2回定例理事会結果

第1号議案 中古機流通協議会の報告について

中村議長 中古機流通協議会の報告について、委員の佐々木専務理事より報告をお願いします。

佐々木専務理事 確認証紙発給状況については、後程ご確認をお願いします。

次に全日遊連から情報共有として、神奈川県警察、宮城県警察、福島県警察、千葉県警察、群馬県警察、鹿児島県警察の合同捜査本部で摘発された、ゲーム賭博店の件について報告があった。本件は、2024年6月26日付の全商協発第33号「ゲーム機賭博店撲滅に向けた中古パチスロ機等の適正流通に関するお願い(依頼)」にて各地区へ通知済みとなる。

以上の件について、明日7月24日の全日遊連全国理事会において、神奈川県警より改めて説明がなされるため、各団体の役員に参加いただきたいとの依頼があり、全商協からは中村会長、植田副会長、私(佐々木専務)の3名が参加となる。

最後に、坂ノ上課長補佐より「ゲーム賭博店摘発の件について、業界も危機管理をもって対処しているが、賭博店で遊技機が使用されていること自体が業界のイメージダウンに繋がりがねないので、引き続き注意喚起等をお願いしたい。また、保安課長が永山課長に交代したが、前任の松下課長からの流れと変わらず、いつでも

私に相談いただきたい」と発言があった。

大嶋係長からは「坂ノ上課長補佐からお話があった通り、新体制となったが、引き続き私も窓口として対応していきたい」と発言があった。

報告は以上となる。

中村議長 質問等はあるか。無ければ、第2号議案「各委員会の報告について」に移る。

最初に機械流通委員会の報告について、委員長の佐々木専務理事より報告をお願いする。

第2号議案 各委員会の報告について

(1) 機械流通委員会に関する報告について

佐々木専務理事 最初に審議事項として、今期の地区遊商での技能研修会について、遊技機取扱技能指導員が主体となり、配布資料の【別紙】の内容で対応することで意見がまとまった。これは、指導員と機械流通運営部にて意見をまとめ、機械流通委員会にて協議し、最終的にまとめた内容となる。この内容で進めていくことで、本日の理事会にて審議願いたい。

また、地区遊商での講習会が終了した後、講習会の実施結果をまとめ、全商協事務局に報告を行うことも確認された。

次に、前回の機械流通委員会で中部遊商から提案のあった、プリンターから印刷できる売買契約書の改正案について、地区遊商からの意見を確認したところ、九州遊商からホールと販社間の取引については、複写式で行いたいと意見が出た。理由としては、大きな変更を行ってしまうと、組合員も戸惑う可能性があり、また、関西遊商からも既に自社で複写式に対応した印刷システムを構築している組合員が多数いるとのことであった。

本件は継続審議となり、まずは機械流通運営部で対応策案を検討することとなった。

次に、Web申請に関する内容が、全商協規約に記載されていないことについて、問題があった際に備えて全商協の顧問弁護士に相談しながら進めてきた。

顧問弁護士からは「電磁的なデータについて、真偽がどこで取れているのかクリアにできていないまま、全商協規約に記載することは如何なものか」と回答があった。

この回答に対し、TSC社とシーズウェブ社が構築したシステムに、何かしらの仕組みを取り込んでどうかとの意見や、後日まとめて販社が申請した原本を組合に提出してもらう方法はどうかとの意見があった。

本件も継続審議となり、機械流通運営部で対応策案を検討してまとめていきたい。

次に電子取説について、メーカーの担当者から全商協事務局に「メーカーの

承諾なく『会員になれば取扱説明書のデータを無料でダウンロード可能』と謳う業界サイト等の宣伝を目にする機会が若干あり、一般の方に電子取説が流出してしまうことがないか懸念している」と連絡があった。

また、メーカーの担当者から「組合員への文書での注意喚起は、やぶ蛇になる可能性もあるため、一旦は全商協の機械流通委員会等で、委員に口頭でお伝えしておいていただきたい」と依頼があったため、機械流通委員会にて報告を行った。

最後に【配布資料 No. 2-1 別紙】に共通カリキュラム実施(案)を添付した。座学講習、筆記試験、実技試験の共通カリキュラムを記載している。なお、実施時間は目安となるため、最終的に実施した際には地区遊商から全商協事務局へ報告していただく流れを予定している。

この内容で各地区遊商の指導員が軸となり技能研修会を進め、全商協事務局に実施結果の内容を上げていただき、説明ができるような流れで進めていきたいと考えている。

報告は以上となる。

中村議長 電子取説について、メーカーの担当者との報告があったが、どのメーカーから連絡があったのか教えてほしい。

佐々木専務理事 京楽産業 ㈱から連絡があった。

中村議長 このサイトを作った人物等は把握しているか確認したい。

佐々木専務理事 把握していない。非組合員のようなものである。

中村議長 非組合員であれば我々ではなく、メーカーが追及すべきだと思う。

保山理事 回胴遊商の組合員である可能性と耳にした。

中村議長 把握しているのであれば、無許可で電子取説をダウンロードさせるようなサイトを構築することは駄目であるという注意喚起をすればいいと思う。回胴遊商の組合員であれば回胴遊商に話をして、注意喚起させてはどうか。全商協から回胴遊商に、そのような事をしている組合員がいるとの噂があるので、調べてほしいと言う事で対応してほしい。

次に、地区遊商での技能研修会における共通カリキュラム実施について(案)ということで、理事会での承認事項となるのか確認したい。

例えば、機械流通委員会で取り決めたが、理事会での報告事項のみとなるのか、または理事会にて各理事へ説明の上、審議事項として承認を貰うのか、決めておく必要があると思う。

このような講習内容は、理事会での審議事項として承認し、地区遊商へ通知するのか、または、機械流通委員会で決めた内容を、そのまま地区遊商に通知するのか、即ち理事会で承認が必要なのか、必要としないのか決めておく必要があると思う。決めておかないと、機械流通委員会での決定事項は全

て承認として問題無いと捉えられかねない。

どちらが適切か仮に決めていなければ、本日の理事会で決めた方が望ましい。

事務局 決めておりません。

中村議長 公平を期するため理事会承認にて、きちんと対応した方が良いと思う。

各理事より意見等があればお願いしたい。無ければ審議したい。

- ◎ 中村議長が、地区遊商での技能研修会における共通カリキュラム実施について（案）（資料No.2-1別紙）に関して、その可否を諮ったところ、理事全員異議無く承認された。

【資料 No. 2-1 別紙】

地区遊商での技能研修会における共通カリキュラム実施について（案）

地区遊商での技能研修会における共通カリキュラムとして、「座学講習」、「筆記試験」、「実技試験」について、全商協として定める、以下の共通の内容にて講習を実施することとする。

【座学講習】 20分（目安）

- ・ 開催方法はオンライン又は対面のどちらでも問題無い。
- ・ （一社）遊技機取扱技能研修センターでの講義を受けた上で、全商協で作成した「座学共通資料」を基にし、講習を行う。

【筆記試験】 15分（目安）

- ・ 開催方法はオンライン又は対面のどちらでも問題無い。
- ・ 問題数は30問とする。その内、全商協作成3パターンの問題からは、○×式で20問、地区遊商は自由形式で10問出題する。
- ・ 合格率は8割、24問とする。
- ・ 不合格となった場合の補習や再試験の方法は各地区の判断に任せる。

【実技試験】 25分（目安）

- ・ 実技試験は対面で行うこととする。
- ・ 使用する機種は各地区の判断に任せる。また機種を変更する時期についても各地区の判断に任せる。
- ・ 27の点検確認項目すべてを試験として実施する。
- ・ 必ずくぎ確認シートを用いての確認は実施する。
- ・ 合格は27の点検確認項目がすべて行わなければならない。ひとつでもできない場合は不合格とする。
- ・ 不合格となった場合の補習や再試験の方法は各地区の判断に任せる。

附則

この共通カリキュラムは、2024年7月〇日から実施する。

中村議長 内容は機械流通委員会や遊技研と相談して変えていくと思われるので、今期はこの内容で進めることとしたい。

一点、附則が必要かどうか確認したい。附則が付いていると、この内容でル

ールが決まったという事になるし、状況によっては全て変更になる可能性もあるため、附則は必要ないと考える。本日7月23日の全商協の理事会で承認されたということで、各地区遊商においてもお伝えしていただくことで対応してはどうか。

(意見等は無かったため、附則は削除することとなった)

國分副会長 座学講習は抜粋して行うのか、全て行うのか確認したい。

谷野理事 全て行う事で話がまとまっていた。

中村議長 地区遊商へ通知する際には、別紙に加えてその中身も添付した方が分かりやすいと思う。事務局で整理した上で、各地区遊商に通知をお願いする。

機械流通委員会に関する報告について、他にご意見等はあるか。

山本副会長 Web申請に関する顧問弁護士からの意見について、機械流通委員会では、報告のみのやり取りとなるため、顧問弁護士の真意が見えない部分がある。一度、機械流通運営部と顧問弁護士にてお話ができる場を設けていただけないか確認したい。

中村議長 顧問弁護士との相談は誰が担当で進めてきたか確認したい。

佐々木専務理事 全商協事務局と東遊商の法務担当者にて進めてきたため、機械流通運営部は入っていない。

中村議長 Webでも良いと思うので一緒に打ち合わせに参加していただき、疑問等があればその場にて質問をしていただければ良いと思う。次回からそのような流れでお願いしたい。

佐々木専務理事 承知した。

中村議長 プリンターから印刷できる売買契約書の改正案の件については、継続審議ということで、しばらくは現状通りで、新しい何かしらの知恵が出てきた際には変えていく事で問題無いか。

山本副会長 問題無い。

中村議長 了解した。他にご質問等はあるか。無ければ社会貢献委員会に関する報告を委員長の有田理事よりお願いする。

(2) 社会貢献委員会に関する報告について

有田理事 オレンジリボン運動ポスターコンテストの、2024年度入賞作品の発表と表彰式が7月28日に開催となり、中村会長へご出席いただく予定となる。表彰式では、全商協賞を受賞した荒木風沙さんへ、表彰の盾と記念品の授与が予定されている。

中村議長 表彰式に出席すると意識が変わる。オレンジリボンポスターを描いている方が出席し、その中には子供もいる。デザインの説明がそれぞれ行われるため、どのような理由で描いたのかを感じ、良い時間となる。来年は有田理

事も一緒にご出席いただければと思う。

有田理事 承知した。

中村議長 その場の熱を吸収していただければ、更に意識が高まると思うので、よろしくをお願いします。

また、全日遊連にオレンジリボン運動を紹介し、色々な方にオレンジリボンバッジを付けていただいております、今後、全国に広がっていくと思われる。パチンコホールの駐車場で事故が起きていない事も、全商協と回胴遊商の団体名を付けて発表していただいている。それぞれの地域で協力していきたいと思うので、引き続きよろしくお願いします。

ご質問等はあるか。無ければ、第3号議案「会計報告について」事務局より報告をお願いします。

第3号議案 会計報告について

事務局 5月分の会計報告を行う。収益は、中古用と認定用の確認証紙発給共に事業計画より多めの発給となった。費用は、2024年度の中古用確認証紙代で確認証紙発行費、ラーネッド法律事務所へ弁護士報酬の年間分で顧問料、以上の項目で経費が多く掛かった。また、毎年5月に推進機構の負担金を支払っているが、今年度は6月の定時社員総会で金額が確定になったため、6月以降に支払いを行う予定である。

【5月末時点の2024年度損益】 約1,472万円の利益

【5月分の内訳】

<収益> 確認証紙発行収入(中古用・認定用) 1,950万円
賦課金等収入 155万3千円

上記収益合計 2,105万3千円

<費用> 確認証紙発行費 88万円
役員旅費交通費 40万2千円
顧問料 143万3千円
その他費用 361万8千円

上記費用合計 633万3千円

<差引利益> 1,472万円

次に6月分の会計報告を行う。収益は、中古用と認定用の確認証紙発給共に事業計画よりも多めの発給となった。費用は、日工組への広告宣伝協賛金、推進機構への2024年度運営経費支払いで機構負担金、通常総会と懇親会等の開催により、会議費と交際費、以上の項目で経費が多く掛かった。

【6月末時点の2024年度損益】約886万1千円の損失

【6月分の内訳】

＜収益＞ 確認証紙発行収入（中古用・認定用） 2,404万7千円
 試験金等その他収入 155万1千円

上記収益合計 2,559万8千円

＜費用＞ 広告宣伝協賛金 1,000万円
 機構負担金 2,257万9千円
 会議費 129万3千円
 交際費 983万8千円
 その他費用 546万9千円

上記費用合計 4,917万9千円

＜差引利益＞ ▲2,358万1千円

2024年度 確認証紙発給枚数リスト

単位：枚

地区名	種別	2024年 5月	2024年 6月	2024年 7月	2024年 8月	2024年 9月	2024年 10月	2024年 11月	2024年 12月	2025年 1月	2025年 2月	2025年 3月	2025年 4月	合 計
北海道	中古	2,163	2,008											4,171
	認定	3,938	1,897											5,835
東北	中古	3,030	2,485											5,515
	認定	3,184	2,112											5,296
東日本	中古	12,189	11,339											23,528
	認定	12,038	14,372											26,410
中部	中古	4,842	4,262											9,104
	認定	1,556	8,273											9,829
関西	中古	4,889	5,463											10,352
	認定	4,809	5,611											10,420
中国	中古	2,089	1,982											4,071
	認定	1,096	3,269											4,365
四国	中古	1,247	1,334											2,581
	認定	973	714											1,687
九州	中古	5,134	4,372											9,506
	認定	2,482	11,474											13,956
月別合計	中古	35,583	33,245	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	68,828
	認定	30,076	47,722	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77,798

2024年度 確認証紙発給枚数リスト（前年度比）

単位：枚

年度	種別	2024年 5月	2024年 6月	2024年 7月	2024年 8月	2024年 9月	2024年 10月	2024年 11月	2024年 12月	2025年 1月	2025年 2月	2025年 3月	2025年 4月	合 計	
2024年度	中古	35,583	33,245	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	68,828	
	(前年度比)	-8.68%	-21.31%												-15.26%
	認定	30,076	47,722	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77,798	
	(前年度比)	227.92%	212.28%												218.31%
中古+認定	中古+認定	65,659	80,967	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	146,626	
	(前年度比)	36.43%	43.74%												38.77%
前年度	中古	38,955	42,247											81,202	
	認定	9,172	15,284											24,456	
	中古+認定	48,127	57,531	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	105,658	

報告は以上となる。

中村議長 ご質問等はあるか。無ければ、第4号議案「当面の諸問題」に移る。

第4号議案 当面の諸問題について

(1) 新機歴管理システムの進捗状況等について

中村議長 新機歴管理システムの進捗状況については、資料をお配りしているので、質問等があればお願いします。

國分副会長 現行の機歴管理システムを保守している、キャノンITソリューションズ社との解約の申し入れについて、現時点で示されているスケジュールによると、新機歴管理システムの切替予定日である8月19日よりも前となっている。新システム切替前に、解約の申し入れを行うリスクが発生しないか確認したい。

中村議長 事務局から説明をお願いしたい。

事務局 仮にキャノン社に解約の申し入れを行い、その後TSC社の新システムに、万が一不具合が生じた場合には、元に戻れない状況となる。

山本副会長 60日以上前の解約申し入れとなっているため、8月19日の新システムの稼働状況を見た上で、解約を申し入れても問題無いのではないかと。

中村議長 2、3ヶ月猶予を見て解約しても良いのではないかと。

岩下理事 安全策を取った方が良いと思う。

事務局 安全を期すのであれば、8月19日の新システムへ切替後に、少し様子を見た上で、キャノン社へ解約の申し入れを行った方が安全であると思われる。

保山理事 様子を見た方が良いと思う。

中村議長 TSC社とシーズウェブ社においても整理する部分があると思うし、年末までに1本化してからでも良いと考える。仮に機歴システムだけ構築できても、書類作成システムとのジョイントも精査する必要があると思う。

谷野理事 昨日、TSC社と話したところ、地区遊商によってデータのサイズ等が異なるとエラーが発生する可能性がある。また、検定通知書の文字が半角等になるとエラーとなり、サーバーが止まる事象もあるため、型式ナンバーを振って運用している。しかし、再打刻の場合をTSC社とシーズウェブ社も想定していなかったとのことで、手入力に対応する必要があるとのお話を受けている。少し長めの猶予期間を見ていただいた方が良いと感じる。

中村議長 プリンターのメーカーが違うだけで、動く場合と動かない場合があると聞いている。そのくらい微妙な内容であるため、専門家に任せながら、大きな問題にならないように安全策を取りたいと思う。

8月19日の新システム切替後、様子を見ながらキャノン社へ解約の申し入れを行いたいと思うので、各理事におかれてもご承知置き願う。

(2) 登録資格審査委員会の報告について

中村議長 登録資格審査委員会の報告については、ケーエス販売㈱の問題だけである。委員の植田副会長から補足があればお願いします。

植田副会長 ケーエス販売㈱の処分の件については、回胴遊商より詳細は個別のみでお答えするという事で、委員会の中で詳細は出ておらず、処分をしたとの報告のみである。

中村議長 東北遊商と東遊商の組合員であるが、両組合とも組合員の資格に関しては対象外となるように触れていない。あくまでも回胴遊商から全商協に報告が来て、処分があったと伝えているだけである。高橋副会長とも相談をして、組合員の資格云々までは触れないようにした。

他団体で起きたものが全商協に連絡が入り地区遊商へ伝える場合、全商協が窓口にならないと、地区遊商で状況が分からないまま受ける訳にはいかないので、今回はこのような対応となっている。

(3) 第3回遊技機取扱主任者オンライン集合講習開催について

中村議長 日遊協の第3回遊技機取扱主任者オンライン集合講習開催について、午前と午後の開催で皆さんにお願いすることになった。経費削減に繋がり、取扱主任者講習試験の受講料を値上げしない方向で、日遊協に対応していただいているため、皆さんにもご協力を賜りたい。

取扱主任者の人数が大きく減っており、特にホールの取扱主任者が激減している。経費削減が出来ない状況で運営しているので、受講料を値上げしないように我々も引き続き協力していきたいので、よろしくをお願いします。

(4) 来年度の全商協通常総会の日程について

事務局 来年度の全商協通常総会の日程について、先程の組織委員会で確認が取れたためご報告する。

○日時：2025年6月11日(水)【友引】

○場所：ヒルトン東京お台場

(5) 全商協会長杯チャリティーゴルフコンペについて

中村議長 以前開催していた全商協会長杯チャリティーゴルフコンペについて、社会貢献委員会委員長の有田理事から、久しぶりに開催してはどうかのご意見をいただいている。場所は御殿場の太平洋クラブを予定しているが、人数によって予約の時期が12月や来年3月などと変わってくる。

仮に実施する場合、以前は日工組や日電協等の来賓をお呼びしていたが、今回もお呼びするかどうか、また、宿泊は東京で1カ所のホテルに宿泊し、皆でバス移動してはどうか、皆さんのご意見を賜りたい。

山本副会長 久しぶりの開催という事もあり、全商協だけで行ってはどうか。あまり大々的に行うのもどうかと感じる。例えば8名の理事長プラス全商協の理事を加えた各地区遊商4名ずつの規模としてはどうか。

中村議長 40人くらいの規模であれば、例えば12月に忘年会も兼ねて開催しても良いのではないかと。有田理事にもご意見をお聞きしたい。

有田理事 ご審議の程、ありがとうございます。東京に宿泊して皆でバス移動した方が良いと思う。

中村議長 団体に東京のホテルに泊まった方が費用も抑えられる。また、全商協の執行部である理事長8人は全商協が負担し、他の参加者は各地区遊商が負担するという事も考えられる。

社会貢献委員会の担当役員である高橋副会長のご意見もお聞きしたい。

高橋副会長 全商協だけで開催し、東京に宿泊して皆でバス移動した方が望ましいと思うし、人数も大規模ではなく、絞って開催した方が良いと思う。

小西副会長 時期はどうするか。

中村議長 12月であればゴルフが終わってホテルに戻り、忘年会も開催できる。12月か来年3月の今年度中に開催できればと思う。

まずは、私(中村会長)と有田理事で検討したいと思うので、ご承知置き願う。

(6) その他

谷野理事 中部遊商に某メーカーの一次販社が存在しないため、当該メーカーの設置外の部品供給を受ける際は、東遊商又は関西遊商の一次販社に依頼して部品供給を受けることになる。

その際、地区遊商と一次販社に承認印を貰う必要があり、承認印を貰わないと部品供給を受けることができない。その承認印を貰う際、中部遊商内であれば費用は発生しない。しかし、東遊商又は関西遊商にお願いをして承認印を受ける場合、手続き上の費用はどのくらいになるかお聞きしたい。

佐々木専務理事 東遊商も組合から費用は取っていない。しかし、一次販社の負担が大きく利益を守るために、組合員間は1万円と決まっている。以前も同様な話が出たが、費用帯はまとまらなかった。

谷野理事 中部遊商内でも組合から費用は徴収しておらず、あとは一次販社と二次販社が話し合い、個々で決めている。

岩下理事 今のお話であると地区遊商は無料で、組合員が個々で相談し決める話となる。

佐々木専務理事 東遊商も地区遊商では費用を徴収していない。あくまでも一次販社と二次販社の間で1万円のやり取りをしている。東遊商の組合員が一次販社に頼む場合、どこのメーカーに関わらず組合員間で1万円が掛かる。私の記憶であると、東遊商以外の地区遊商は概ね5千円や3千円程度であったと思われる。

植田副会長 四国遊商も組合から費用は取っていない。一次販社と二次販社等は

個々で決めているため、組合は関知していない。

岩下理事 四国遊商と一緒にいる。

山本副会長 中国遊商と一緒にいる。

小西副会長 関西遊商と一緒にいる。

山名副会長 中部遊商と一緒にいる。

高橋副会長 東北遊商も恐らく一緒にいる。

畠山副会長 北遊商と一緒にいる。

佐々木専務理事 東遊商は一次販社の業を守れないということで金額を決めた。メーカーからの請求は一次販社に届き、振込等の処理をするのも一次販社となるため費用が掛かる。

谷野理事 地区遊商での費用は発生しないという事で理解した。ありがとうございます。

中村議長 他に協議事項等はあるか。無ければ本日の理事会は閉会とする。

以上で議事終了

2 8月6日開催、全商協・2024年度第3回定例理事会結果

第1号議案 各委員会の報告について

(1) 機械流通委員会に関する報告について

【資料 No. 1-1】

機械流通委員会に関する報告資料

機械流通委員会について、以下の通りご報告いたします。

【報告事項】

- Web申請に関する内容を、全商協規約に追加する件について、全商協顧問弁護士と機械流通運営部での打ち合わせを、8月20日に行うことになりました。
改正案ができましたら、機械流通委員会で検討後、組織委員会及び理事会に上程させていただきます。
- 地区遊商での技能研修における結果の報告について、報告書のひな型を機械流通運営部で作成中です。作成完了後に各地区遊商に配布することを予定しておりますので、統一された報告書での報告をお願いします。

以上

(2) 社会貢献委員会に関する報告について

【資料 No. 1-2】

社会貢献委員会 報告資料

社会貢献委員会について、以下の通りご報告いたします。

【報告事項】

○オレンジリボン ポスターコンテスト入賞作品発表及び表彰式について

7月28日に東京のアーバンネット神田カンファレンスで「子ども虐待防止オレンジリボン運動公式ポスターコンテスト2024」の表彰式が行われ、中村会長へご出席いただき、全商協賞として、表彰盾と記念品を受賞した荒木凧沙(あらか なぎさ)さんに授与して頂きました。

中村会長からは「私としては、この表彰式に参加をして、活動の状況を全国の皆様へ広める役割ですが、今回選考した荒木さんの作品は、とても素敵なお作品であり、私にはこの作品に涙の跡が見えています。その後にホッとして寄り添ってきていることを、笑顔から読み取れます。選考した委員もその部分を感じ取ったのではないかと思います。」とのコメントがありました。

また、受賞した荒木凧沙さんからは「親が子供を産む理由は様々あると思いますが、ネガティブな理由も含めて、子供には関係のないことと感じています。親は生んだ責任として幸せにして欲しいと、子供の視点から願っています。」とのコメントがありました。

表彰式は、最後に受賞者と授与者全員での写真撮影が行われ、終了しました。

以上

中村議長 各委員会の報告について、事前に各理事へ資料をお渡ししているのですが、ご質問等があれば発言をお願いします。特に無いようなので、第2号議案「当面の諸問題について」に移る。

第2号議案 当面の諸問題について

(1) 日遊協定例理事会の報告について

【資料 No. 2-1】

日遊協定例理事会 報告資料

7月25日開催の日遊協定例理事会について、以下の通りご報告します。

- 21世紀会の活動状況について、7月24日に開催した全日遊連全国理事会の神奈川県警察本部の生活保安課長による、ゲーム賭博店撲滅に向けた、中古パチスロ機等の適正流通に関するお願いの講演について報告がありました。

6県警による合同捜査で、改造パチスロ機を使用したゲーム機賭博店等を一斉摘発した内容となり、具体的には廃業したホールから数万円単位でパチスロ機を購入し、違法賭博店で射幸性が高くなるように改造して、その改造機を1台数十万円の高値で数百台販売していたとのことでした。

大々的に行っていたようで、倉庫には数百台規模でパチスロ機が山積みされており、業界に向けて適切な流通に関してお願いをしたいとお話でした。

業界としては、既にメーカー等による機歴管理やリサイクル回収システムもしっかりと構築されており、リサイクルは適切に行われているものと考えていますが、改めて会員ホールに向けてリサイクルに関して徹底するよう啓蒙したいと説明がありました。

また、理事会前に行われた、加盟団体会議においても、いわゆる闇スロ問題への対応について、各団体がリサイクルシステムを適切に活用し、販社も流通に関して適正になされるように努力するとのことがあり、各団体一致した意見となったと報告がありました。

【補足】全日遊連事務局から各団体事務局へ上記講話の動画が送られており、全商協においても各地区事務局へ転送し、組合員専用ホームページにて組合員へ周知いただくよう依頼済み。

- 広告宣伝ガイドライン違反を繰り返すホールへの対応について、21世紀会から推進機構に向けて要望書を提出できないか、ホール4団体にて検討していると報告がありました。

その主な内容は、ホールが推進機構に提出している誓約書に『広告宣伝ガイドラインに賛同し遵守する』と明記されており、この規定に違反しているため、誓約書が形骸化している状況にある。これを踏まえ、推進機構から違反しているホールへの注意喚起や、悪質なホールに対して、誓約書に賛同したホールから削除等の対応が取れないか、要望したいと考えていると報告がありました。

以上

(2) 21世紀会の報告について

【資料 No. 2-2】

パチンコ・パチスロ産業 21 世紀会 報告資料

7月30日開催の21世紀会について、以下の通りご報告します。

- 広告宣伝ガイドラインに関する推進機構への協力要請について、ガイドラインを守らずに是正勧告を繰り返し受けている、悪質なホールに対して、機構として何らかの対応が取れないか、要望書を提出することになりました。

協議の結論としては、要望書の提出後、機構から各ホールへの指導徹底のお願い等の文書が返答された後、各ホールにも通知し、是正しなかった場合、何らかの対応措置が取られる可能性があるという説明を行い、ホールへどのくらいの抑止力が働くか様子を見る流れとなりました。要望書は7月30日付で21世紀会から推進機構に通知済みとなります。

中村会長からは「仮に機構が何らかの対応を取った場合の、その後の対応等は考えておられるか」等との意見があり、全日遊連より「機構の誓約書の9番目に【広告宣伝ガイドラインに賛同し厳守する】旨の記載がある。この項目を繰り返し違反しているホールに機構で対応してもらいたい。すなわち誓約書を遵守していないことになるため、一定期間、誓約書の提出を停止するような形になれば、遊技機の購入や移動の部分に制限が掛かるという事を、事前に当該ホールへお伝えする必要や、ある程度の告知期間も必要になると考える。

団体での対応となると独禁法の問題が出てくる可能性もあるので、基本的には業界全体の健全化を、業界を構成する各企業がしっかり守るということであると思う」等の発言がありました。

【補足】8月1日付で全商協発第42号【推進機構より受領した「誓約書に違反したホールへの対応に関する要望書」について（ご回答）】を各地区へ通知済み。

- 2024年度合同祝賀会の総括及び2025年度合同祝賀会の開催については、広報の方法について意見があり、次回の検討事項となりました。

また、中村会長からは「若干の打合せが必要と感じたが、来年も是非開催していただきたい」との発言がありました。

その他、意見等は無く、来年も継続して開催する運びとなりました。

- パチンコ・パチスロ業界のパーパス作成費用の分担については、合計154万円となり、ホール関係4団体と全機連9団体で折半(各77万円)にて承認されました。

今後のパーパスの進め方については、どのようにパーパス掘り下げていくか、今までの総括も含めて8団体で打ち合わせを行う運びとなりました。

以上

(3) 全機連通常総会の報告について

【資料 No. 2-3】

全機連通常総会 報告資料

8月1日開催の全機連通常総会について、以下の通りご報告します。

- 令和6年度の全機連代議員（案）及び役員（案）の提案が行われ、異議なく承認されました。

新たな代議員として、認証協の野口代表理事、小原^{おぼろ}理事・事務局長が選任され、理事として認証協の野口代表理事が選任されました。

なお、全商協は、副会長として中村会長、理事として小西副会長、代議員は山名副会長と國分副会長が留任となります。

- 令和5年度収支決算報告及び賦課金の決定について、収入の部は前期繰越金や全機連名鑑代等の合計で、435万1,332円の収入、支出の部は全機連名鑑の印刷代や送料、昨年10月に宮崎で開催した懇親会関係等の支出と次期繰越金を合計し、収入と同額の435万1,332円となる旨の報告がありました。

今年度の賦課金については、令和5年度と同額となり、全商協は20万円で承認されております。

- 依存対策に係る経費負担について、例年同様、日工組・日電協・全商協・回胴遊商の4団体が、過去5年間の平均証紙発給枚数での算出額になり、その他の設備系5団体は、分担合計額の1%での算出額になる旨の説明がありました。

そのため、全商協の負担額は、RSN会費等が704万8,451円、依存問題啓発週間諸費用が2万7,137円、有識者会議費用が46万2,527円、パーパス作成費用が18万910円となりました。なお、パチンコ・パチスロ社会貢献機構の負担額については、現時点で未定となるため、全商協の負担割合の23.5%にて承認されております。

以上

中村議長 各会議等の報告についても、事前に各理事へ資料をお渡ししているので、ご質問等があれば発言をお願いする。特に無いようなので、次の議案に移る。

- (4) 全商協会長杯チャリティーゴルフコンペについて

中村議長 前回の理事会において開催する方向で決定した、全商協会長杯チャリティーゴルフコンペについて、改めて日程等をご報告する。

○日程：12月3日（火）理事会

12月4日（水）会長杯、表彰式兼忘年会

12月5日(木) 自由解散

○場所：ヒルトン東京お台場（理事会・表彰式兼忘年会・宿泊）
太平洋クラブ御殿場（会長杯）

中村議長 参加者はヒルトン東京お台場にお泊りいただくようお願いする。移動手段は貸切バスを手配し、自家用車以外の方は皆で移動したい。また、ルール等の詳細については、社会貢献委員会委員長の有田理事にてご検討をお願いしたい。

高橋副会長 参加者の人数について確認したい。

中村議長 全商協の理事に加えて、各地区遊商の理事も入れていただき、忘年会も兼ねて日頃のお疲れさまも含め開催したい。会長と副会長の8名とは別に、各地区遊商で4名を選抜いただければ、40名の10組となる。4名の中には全商協の理事を入れていただければと思う。

その他、詳細は有田理事にてご検討をお願いする。

有田理事 承知した。

(5) 遊技機取扱技能指導員養成研修会の件について

中村議長 東遊商内から出た要望となるが、今年度の取扱主任者の更新研修について、各地区遊商にて遊技機取扱技能指導員を選抜して対応いただくことになっているが、東遊商の指導員が足りない状況となっている。

人数と回数が多いため、指導員に大きな負担となっており増員したい。そのため、指導員養成研修会を今年度、再度開催してもらえよう、遊技機取扱技能研修センターをお願いしたいと考えている。皆様の了解を得てから依頼したいと思う。

地区遊商に所属している取扱主任者の人数に対して、指導員一人という割合を出したい。研修の回数も関係してくるので、再度、事務局で頭数を計算して公平になるようにしたい。

将来的にはさらに増やしていきたいが、現時点では指導員に何かしらの特典はないため、最初はこのような形で進めたい。人数割りを計算し、改めて皆さんにもご連絡をする。再度、年内に一度、臨時で指導員養成研修会の開催をお願いする方向で進めたいので、ご承知置き願う。

中村議長 他に協議事項等はあるか。無ければ本日の理事会は閉会とする。

以上で議事終了

- 3 7月17日開催、全商協・2024年度第1回機械流通委員会結果(zoom)
(8月28日開催、令和6年度東北遊商・第4回機械流通委員会結果で報告につき省略。)

- 4 7月3日及び8月28日開催、令和6年度東北遊商・第3回及び第4回機械流通委員会結果(zoom及び組合・zoom)
柳専務理事(機械流通委員会副委員長)から、委員会結果の報告がなされた。
(委員会報告は、ホームページ掲載につき省略。)
- 5 9月4日開催、令和6年度東北遊商・第2回社会貢献委員会結果
杉本理事(社会貢献委員会委員長)から、各委員会結果の報告がなされた。
(各委員会報告は、ホームページ掲載につき省略。)
- 6 9月11日開催、回胴遊商東北支部との合同会議結果
杉本理事(社会貢献委員会委員長)から、次のとおり会議結果の報告がなされた。

会議名称：回胴遊商東北支部・東北遊商合同会議

開催日時：令和6年9月11日15時00分から

開催場所：東北遊商会議室

出席者：高橋理事長、永山機械流通委員長、柳機械流通副委員長、杉本社会貢献委員長、大久保社会貢献副委員長、小松事務局長、石川総務主任(以上、東北遊商)

佐々木副理事長、鈴木支部長、最上副支部長、鈴木総務代表委員、竹内遊技機流通委員(以上、回胴遊商東北支部)

会議概要：下記のとおり

記

1. 社会貢献活動事業について

(1) 第36回広瀬川流域一斉清掃活動について(令和6年9月28日開催予定)

当日のスケジュールについて確認がなされるとともに、出発時の参加者の点呼・乗車確認、食事会への参加者の人数確認などについては、両組合から同人数で担当することが確認された。

また、参加者への当日の詳細案内については、9月18日開催「広瀬川1万人プロジェクト実行委員会」で清掃場所等を把握した後に、出欠変更の有無の最終確認(出欠変更の締切は9月24日まで)を盛り込んだ上で、それぞれが各組合員へ発出することが確認された。

そのほか、費用負担について、貸切バス代のみ一旦、回胴遊商で負担し、後日、折半分を東北遊商へ請求すること、そのほかの飲料代や食事会代は各団体が参加者分をそれぞれ購入・支払をすることが確認された。

(2) 第2回スマイルビーチ・プログラム清掃活動について

今年度第2回スマイルビーチ清掃活動について、第1回同様、回胴遊商東北支部・東北遊商合同で、両組合員等に参加を募り、11月28日(木)に開催することなどが確認された。

2. 中古機流通上の諸問題について

スマート遊技機動作確認ユニットの修理依頼事案等について、東北遊商から回胴遊商へ情報提供がなされた。

3. その他

今年度第2回回胴遊商東北支部と東北遊商合同会議を、回胴遊商東北支部主催(回胴遊商東北支部会議室)で、令和7年3月5日(水)午後3時(予備日を翌週3月12日(水))に開催することが確認された。

以上

第4号議案 機械流通委員会委員の増員について<審議事項>

事務局から、現状の機械流通委員数では、技能研修・更新研修等の技能試験の試験官業務の負担が大きいことなどから、今後1名から2名程度の増員を認めていただきたいことが諮られた。

なお、当該増員に関しては委員会設置規約(平成29年5月26日一部改正施行)第14条「この規約に定めのない事項であつて緊急かつ必要な事項は、理事会で審議し決定する。」に基づいて上程するものである旨の付言があった。

審議の結果、当該増員は必要であるとして異議なく了承された。

第5号議案 組合員の各種届出に関する件

○ 代表者変更について<報告事項>

事務局から、次のとおり届け出されたことが報告された。

- ・ (株)大一販売仙台営業所 新代表者氏名：所長 官方 孝典
(現代表者氏名：川鍋 輝氏(理事)。10月1日付け変更、9月9日届出)

第6号議案 代表者変更による理事辞職に伴う後任理事補欠選挙要否及び役員退任慰労金の贈呈に関する件<審議事項>

事務局から、第5号議案の(株)大一販売仙台営業所、所長、川鍋 輝理事の代表者変更により、当該理事職が空席になり、新台部会の理事が2人から1人に、当組合理事が11人から10人になるが、定款上、理事定数は「8人以上11人以内」で支障はないことが説明され、後任理事の補欠選挙の要否が諮られ、審議の結果、新台部会の意向としても1人で支障はない旨の発言もあり、後任理事の補欠選挙はしないことが異議なく了承された。

併せて、次期以降の役員選任に当たっては、新台部会の理事を1人のまま、理事の人数を合計10人としていきたいことが確認された。

なお、事務局から、理事の定数「10人以内」と役員定数の減少等に伴い副理事長2人を1人とすることについて、手続き例として、次期通常総会で理事定数「8人以上10人以内」を上程し、副理事長を2人から1人とすることについては、次期選定時に副理事長を1人選定し、次の通常総会において副理事長を1人として定款一部変更案を上程していくなどがあるとの説明があり、今後、どのような手続きを取っていくか引き続き検討していくこととされた。

また、事務局から、前記理事の退任に伴い、役員退任慰労金規程第2条ただし書き「在任1年を超えた場合に在任期間1期とみなす」により理事1期分50,000円を贈呈してよいか諮られ、全会一致で贈呈することとなった。

第7号議案 令和7年度役員選挙・通常総会日程計画表(案)について<審議事項>

事務局より、現時点での令和7年度役員選挙・通常総会日程計画表(案)が、次のとおり示され、おおむねこの予定等により進めていくことが了承された。

令和7年度・役員選挙日程(案)

日程(案)	種別	項目	根拠	補足説明
3月19日(水)	理事会	役員部会推薦枠数決定	役員選挙関係取決め事項	
		選挙管理委員の選任	役員選挙規約第6条第3項	委員は8人以上12人以内とし、理事会において選任する。但し、候補者は委員になれない。
		選挙管理委員長選任	役員選挙規約第7条第1項	委員長1名、副委員長1名を置く
役員選挙規約第7条第2項	委員長は理事会の承認を得て、委員の中から理事長が指名する。また、副委員長は委員の中から互選する。			
4月9日(水)	選挙管理委員会	委員会の設置(開催)	役員選挙規約第6条第1項 第7条第1項 第7条第2項	総会において選挙を行う場合は、少なくとも総会会日の30日前までに選挙管理委員会をその都度設置する。選挙管理委員会には、委員長1名、副委員長1名を置くものとする。副委員長は、委員の中互選する。
		副委員長の選任	役員選挙規約第7条第2項	委員長は理事会の承認を得て、委員の中から理事長が指名する。また、副委員長は委員の中から互選する。
4月18日(金)	理事会	理事会推薦候補者決定	役員選挙関係取決め事項	理事10人(定款:8人以上11人以内)~新台:1人(前回2人)、商社:1人、機械:8人(前回9人)※員外理事2人超不可 監事2人(定款:1人又は2人)
		選挙公告の承認		
		総会議長(副議長)の人選		
4月24日(木)	事務局→組員	総会召集通知発送	定款第38条第1項	総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組員に発送するものとする。
4月25日(金)	事務局→組員	選挙公告発出	定款第32条第5項	役員選挙を行うべき総会の会日は、少なくともその30日前までに公告するものとする。
4月29日(火)	事務局	立候補届出受付開始	役員選挙規約第5条第1項	本組合の役員候補になろうとする者は、総会会日の30日から20日前までに、文書でその旨を届けなければならない。
5月9日(金)	事務局	立候補届出締切		
5月12日(月)	事務局→委員長	委員長等への最終立候補者の報告		
5月23日(金)	理事会	模擬総会予行(議長、委員長出席)	選挙が無い場合	
		選挙管理人、選挙立会人の人選(選挙がある場合)	役員選挙規約第10、11条	選挙には、選挙管理人3人を置く。選挙には、選挙立会人3人を置く。

5月24日 (土)	事務局	立候補辞退締切	役員選挙規約第5条第4項	立候補を辞退するときは、総会の会日の5日前までに、文書でその旨を組合に届けなければならない。
5月28日 (水)	理事会予備日	模擬選挙予行 (委員全員出席) 選挙があ		
5月29日 (木)	理事会	最終打合せ		
	通常総会	総会議長 (副議長) の選任	総会規程第3条	議長は、総会に出席した組合員又は組合員たる法人の代表者のうちから選任する。
		役員選挙規約一部改正案上程	役員選挙規約第20条の2及び様式第4号	役員選挙議案上程の前に、令和6年定款一部変更に伴う選挙すべき役員の数に関する表記の一部改正を上程、議決する。
		選挙管理人、選挙立会人の選任 (選挙がある場合)	役員選挙規約第10条第2項	選挙管理人は、選挙管理委員長が、総会の承認を得て選任するが、委員及び組合員の中から選任するものとする。ただし、候補者は選任できない。
			役員選挙規約第11条第2項	選挙立会人は、選挙管理委員長が、総会の承認を得て選任するが、委員及び組合員の中から選任するものとする。ただし、候補者は選任できない。
理事会	理事長、四役、各委員等選任	定款第28条	理事会議長は役員互選	

第8号議案 令和7年度通常総会議案に関する件<審議事項>

1 委員会設置規約の一部改正の件

事務局から、「新規組合加入規約」の一部改正の理由が次のとおり説明され、次回通常総会へ上程したい旨が諮られ、審議した結果、異議なく、原案のとおり的一部変更案が承認され、令和7年度通常総会の普通議決として上程することとなった。

○ 第3条 (委員の選任等)

第3条の条文見出し「組織」を、条文の要旨を「選任」と捉え「委員の選任等」にするとともに、機械流通委員会の委員数について、最近の新規・更新研修等の業務増大に備えるため、5名を限度に増員できることとしたもの。

また、機械流通委員会及び社会貢献委員会の委員に関し、組合員だけでは充足できない場合があることから、組合員以外の当該販社の役職者も選任できることとしたもの。

○ 第1条 (目的)、第4条 (委員の任期)、第7条 (委員会の審議事項)、第11条 (委員等の秘密保持義務) 及び第13条 (庶務)

条文見出し及び各条文一部について文言整理したもの。

○ 別表 (委員会担当事項)

標題名等の整理、条文と重複する委員数の削除、「研修」への変更及び担当事項の整理を行ったもの。

2 役員選挙規約の一部改正の件

事務局から、「役員選挙規約」の一部改正の理由が次のとおり説明され、次回通常総会へ上程したい旨が諮られ、審議した結果、異議なく、原案のとおり的一部変更案が承認され、令和7年度通常総会の普通議決として上程することとなった。

○ 様式第4号（投票用紙）ほか

令和6年7月4日付け定款一部変更認可に伴い、理事選挙用投票用紙の（注）「・・・12人以内・・・」がそぐわなくなったことから、これらを含め、不要部分の削除、文言の整理、必要項目の追加などを行ったもの。

また、新たに「当選人名簿」様式を新設したもの。

○ 第3条（選挙の期日）第3項

役員定数の増加は定款変更が必要と思料されるところ、定款変更は県知事の認可事項のため、定款変更総会議決後直ちには変更後の増加数の選挙はできないことから、旧第3条3項及び第4項を整理したもの。

○ 第10条（選挙管理人）

組合員の減少及び事務局職員を指揮しての投開票事務ができることなどから、選挙管理人を5人から3人としたもの。

○ 第4条（選挙の公告）、第5条（立候補の届け出等）、第6条（選挙管理委員会）、第13条（投票用紙）、第20条（投票無効）、第21条（当選人の確定）、第23条（当選人の決定）及び第24条（その他）

各条文の文言整理及び各条文に様式を盛り込んだもの。これに伴い旧第24条（書式の様式）を削除したもの。

第9号議案 役員選挙関係取決め事項変更に関する件<審議事項>

事務局から、役員選挙関係取決め事項の変更について、変更後の取決め事項を呈示し、次のとおり変更の理由が説明され、本日の理事会取決め事項として決定していただきたい旨が諮られ、審議した結果、異議なく、原案のとおり承認された。

当該変更後の役員選挙関係取決め事項は、別添のとおり。

○ 変更の理由

令和6年7月の定款一部変更に伴い役員の定数等が、次のとおりとなった。

- ・「理事 10人以上12人以内」から「理事 8人以上11人以内」
- ・「監事 2人」から「監事 1人又は2人」
- ・員外理事は「3人を超えることができない」から「2人を超えることができない」

また、最終的に理事の定数を「8人以上10人以内」にすることとしている。

このため、これまでの「役員選挙関係取決め事項」（以下「旧取決め事項」）の部会推薦立候補者参考例の各部会からの選出数を見直すとともに、部会推薦に関する取扱事項を整理し直し、円滑な理事会推薦が行なわれるよう改正するもの。

なお、旧取決め事項のブロック別投票人数制は、総会での選挙実施にかかることで役員選挙規約に定めるべきところ、規約にブロック別投票を盛り込むことは、制度上疑義があることなどから、役員選挙規約の投票用紙様式に「本人届出」・「推薦」別を明記することで対応することとした。

第10号議案 遊技機保全措置用「ビニール袋及びセキュリティシールの価格改定」について<審議事項>

事務局より、保全措置用のビニール袋等の製造販売会社「ミラクル工業㈱」より全商協を介し、原材料等が大幅な値上げが続いていることにより、11月納品分からビニール袋及びセキュリティシールの価格を改定する旨の通知があり、組合員等の負担額等について諮られ、審議の結果、次の上程案のとおりとなった。

1. 価格及び負担額について（案）

【大サイズ】ビニール袋・セキュリティシール（税別）

時 期	定 価		
	袋	シール	合計金額
令和4年9月から	90.7円	31.5円	122.2円
↓	↓	↓	↓
令和6年11月出荷分から	98.0円	33.0円	131.0円

前期より税別8.8円増

負担額(袋・シール合わせたもの)	
組合負担	組合員負担
60.7円	61.5円
↓	↓
66.0円	65.0円
72.60円	71.50円

案
税込

【小サイズ】ビニール袋・セキュリティシール（税別）

時 期	定 価		
	袋	シール	合計金額
令和4年9月から	84.8円	31.5円	116.3円
↓	↓	↓	↓
令和6年11月出荷分から	91.6円	33.0円	124.6円

前期より税別8.3円増

負担額(袋・シール合わせたもの)	
組合負担	組合員負担
57.8円	58.5円
↓	↓
62.6円	62.0円
68.86円	68.20円

案
税込

2. 価格改定実施日（案）

令和6年11月1日（金）発送及び引き取り日分以降とする。

（令和6年10月31日17時以降FAX着信の注文分より）

第11号議案 その他

1 新台部会研修開催について<報告事項>

事務局から、10月18日から同20日までの間、他地域エリア（石川県金沢市）の客層等の市場環境調査、主要ホールにおけるスマート機導入状況調査等のため、新台部会員12名が参加して部会活動を行うこと、これに伴い部会活動費120万円を交付されたいことが報告された。

2 各県遊協等チャリティ等ゴルフ大会について<報告事項>

- (1) 東北遊連「懇親会」及び「親善ゴルフ大会」について
令和6年9月5日(木)、山形県天童市での懇親会へは、五役5名が出席したこと、翌日の山形県東村山郡山辺町での親善ゴルフ大会へは、高橋理事長及び柳漢成副理事長が参加したこと、20,000円を協賛したことが報告された。
- (2) 宮城県遊協「宮遊協・遊技関連業者」チャリティ親善ゴルフ大会のご案内について
令和6年10月3日(木)、宮城県富谷市でのチャリティ親善ゴルフ大会へは、高橋理事長及び柳漢成副理事長が参加すること、他組合から4名が参加すること、協賛金100,000円、理事長等2名の参加費6,000円を支出することが報告された。
- (3) 秋田県遊協「2024年第18回チャリティゴルフコンパ」と「協賛支援活動」への協力について
令和6年10月4日(金)、秋田県秋田市でのチャリティゴルフコンパへは、高橋理事長が参加すること、協賛支援金を20,000円とすることが報告された。
- (4) 岩手県遊協「チャリティゴルフ大会」について
令和6年10月8日(火)、岩手県北上市でのチャリティゴルフ大会へは、高橋理事長と櫻井理事が参加すること、協賛金を20,000円とすることが報告された。
- (5) 青森県遊協チャリティゴルフコンパについて
令和6年10月11日(金)、青森県青森市でのゴルフコンパへは、高橋理事長が参加すること、協賛金を20,000円とすることが報告された。
- (6) 中国遊商・第14回子供支援チャリティゴルフコンパについて
令和6年10月18日(金)、広島県東広島市へのチャリティゴルフコンパ参加者は、高橋理事長とすることが報告された。
- (7) 中部遊商・回胴遊商チャリティゴルフコンパについて
令和6年11月15日(金)、愛知県春日井市でのチャリティゴルフコンパ参加者は、高橋理事長とすることが確認された。
- (8) 「能登半島地震復興支援」第14回理事長杯支部対抗チャリティゴルフ大会について
令和6年11月19日(火)、愛知県豊田市でのチャリティゴルフコンパ参加者は、高橋理事長とすることが報告された。
- (9) 日遊協東北支部総会・実務セミナーの開催について<報告事項>
令和6年9月27日(金)、仙台市「パレスへいあん」で開催されるの日遊協東北支部総会・実務セミナー及び午後5時30分からの懇親会へは、高橋理

事長が懇親会に出席することが報告された。

4 次回理事会の開催日について<審議事項>

令和6年12月5日(木)午後2時予定とし、終了後、忘年会を開催することとなった。

以上をもって、午後4時05分終了した。

別添

「役員選挙関係取決め事項」

(目的)

- 1 この取決め事項は、役員選挙に際し、立候補者又は推薦を受けた者の数が定款第32条第4項の「選挙すべき役員の数を超えないときは投票を行わずその者を当選人とする」との規定を尊重するため及び立候補者又は推薦を受けた者の数が選挙すべき役員の数に満たない事態等を回避するため、定款第32条第1項による理事会からの推薦(以下「理事会推薦」という。)に至る取扱事項を定めるものである。

(員外理事の推薦)

- 2 員外理事は、理事会推薦に限ることを原則とする。

(部会推薦者の数)

- 3 理事会推薦に当たっては、部会規約に基づく新台部会、商社部会及び機械部会(以下「各部会」という。)ごとに公平性、バランス等を考慮した次の人数の選出を原則とする。
 - (1) 理事候補にかかる各部会の推薦者数は、新台部会から1名、商社部会から1名及び機械部会から8名とする。

監事候補にかかる推薦者は、機械部会からとする。

なお、役員の数の変更など、諸般の事情により前記により難しいときは、役員の任期2年目の3月の理事会において変更することができる。
 - (2) 員外理事を部会推薦者としようとする場合(新台部会を除く。)は、事前に理事長の承認を得ること。

(部会推薦の方法)

- 4 部会推薦に当たっては、前条の人数の選出に配慮し、その人数を超える部会推薦者への申出等(以下「部会立候補者」という。)があった場合は、公正公平な各部会の選挙により選出する。

(各部会の選挙の方法)

- 5 各部会における部会推薦の人数を超える部会立候補者の選挙は、次の各号により行う。
 - (1) 投票は、当日の各部会の部会員本人出席者及び代理出席者により行う。
 - (2) 投票に際しては、部会立候補者全員の氏名を部会会場前面に掲示する。
 - (3) 投票は、無記名で、「投票用紙(部会推薦用)」(様式第1号)に、理事又は監事として推薦できる部会立候補者氏名を部会推薦者の数以内で記入する方法とする。

ただし、部会推薦者の数を超えて部会立候補者氏名を記入した場合は、無効票とする。
 - (4) 有効投票を集計表(様式第2号)により集計し、得票数の多い順に部会推薦者の数までの者を当選者とし、部会推薦者とする。なお、当選人が部会推薦者の数に満たない場合は、当選人以外の部会員を対象として第2項の方法により、部会推薦者の数を満たすまで投票を行う。

(1) 得票数が同数のときは、棒を引く方法によるくじで当選人を確定し、当選人が辞退を申し出た場合は、次点者をもって当選とする。

(理事会への推薦)

6 各部会における部会推薦者は、役員の選挙の総会議案を審議する4月の理事会に各部会から上程するものとする。

(理事会推薦者の届出)

7 前項に基づき理事会において推薦者を決定したときは、役員選挙規約第5条第2項により組合に届け出るものとする。

令和6年9月20日 第2回定例理事会

理事長 高橋 一 則 ㊟

様式第 1 号

投票用紙（理事推薦用）（部会、計 者記入）

No.(例)	部会立候補者氏名
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	

- 注 1 部会推薦者として掲示されている部会立候補者のうち、名を選んで氏名を記入してください。
- 2 名を超えて記入した場合は「無効票」となります。

投票用紙（監事推薦用）（部会、計 者記入）

No.(例)	部会立候補者氏名
1	
2	

- 注 1 部会推薦者として掲示されている部会立候補者のうち、名を選んで氏名を記入してください。
- 2 名を超えて記入した場合は「無効票」となります。

※ 理事又は監事選挙が必要ない場合は、必要のないどちらかの推薦用の書式を削除し使用するものとする。

様式第2号

集 計 表 (理 事 ・ 監 事 推 薦 用)

部会

順位	得票者	得票数カウント(「正」字の画数)				得票総数
		5 ~ 10	15 ~ 20	25 ~ 30	35 ~ 40	

集計結果 部会長 確認署名欄	
----------------	--